

【「訪問看護 e ラーニング」受講に際しての注意事項】

(以下、訪問看護 e ラーニングを「e ラーニング」と言う)

令和7年度佐賀県訪問看護師養成講習会は、公益財団法人日本訪問看護財団の2025年度「訪問看護 e-ラーニング～訪問看護の基礎講座～」を活用して実施します。

次の事項を確認いただき、同意の有無を二次元コードからの申込(Google フォーム)または書面申込書に明記してください。

1. e ラーニングの申込方法、受講代等は、次のとおりです。
申 込 方 法 : 受講決定後、佐賀県看護協会から日本訪問看護財団に申し込みますので、個人での申込は不要です。
受 講 代 : 14,300 円(受講決定の通知時に払込取扱票を同封しますので、その他の経費(郵送代、光熱費等)を含めた金額 15,000 円を納入のこと)
開 講 日 : 令和7年5月28日(水)
受講可能期間 : 令和7年5月28日(水)～令和7年11月27日(木)
2. e ラーニングは、看護職を対象とした内容となっていますが、看護職の資格がなくても受講できます。ただし、佐賀県看護協会が実施する訪問看護師養成講習会は看護職のみを対象としています。
3. e ラーニングの受講を修了すると「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座」修了証書を日本訪問看護財団から発行します。なお、設定された受講期間内に修了しない場合は、修了証書は発行されません。
4. e ラーニングの受講に加え、所定の集合教育と実習を終了した場合、「訪問看護師養成講習会」の修了証を佐賀県看護協会から発行します。
5. 受講を申込み後に支払われた受講料は、受講者の都合による返金はありません。
6. e ラーニングの受講に際し、登録いただく情報は、受講管理等に必要な情報となりますので、真実かつ正確な情報を登録ください。登録情報が正確ではないことが判明した場合は、e ラーニングの受講をお断り、または中断する場合がありますので、予め御了承ください。また、受講者変更はできません。
7. e ラーニングの受講に際し発行されたユーザID及びパスワードは、自己の責任において厳重に管理をお願いします。また、第三者への開示、貸与、共有は禁止します。
8. e ラーニングを受講目的以外に利用した場合や、ユーザID、パスワードを故意又は過失に限らず第三者に漏洩したことに伴う不正利用等があった場合は、e ラーニング受講を中止することがあります。
また、不正利用等により日本訪問看護財団が損害を被った場合は、損害賠償を請求いたします。
9. e ラーニングの受講に際し、日本訪問看護財団が取得した個人情報、e ラーニングを運営する上で必要な目的以外には利用しません。
10. 日本訪問看護財団は、前文の個人情報の利用範囲において、業務委託先の株式会社ネットラーニング、業務再委託先のネットラーニングホールディングスに個人情報の取り扱いを委託します。

※受講には、上記注意事項を確認し、同意いただくことが必要です。

(同意いただけない場合は、申込みできません。)